

平成26年鞍手町議会第2回定例会会議録（第2号）						
平成26年 3月10日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成26年 3月10日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成26年 3月10日 午後2時48分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	10	武谷保正		11	宇田川亮	

職 務 出 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	福祉人権 課長	鯨坂健二	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	税務住民 課長	藤原光徳	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠			
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成26年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月10日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

平成26年3月10日（第2日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の予定表の順序により行います。

最初に、11番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

通告に従いまして、2点について質問します。

最初に、がんばる地域交付金の活用についてお尋ねします。

25年度の政府補正予算に盛り込まれた公共事業前倒しの追加予算について、地方負担分は補正予算債を100%充当可能とされ、元利償還金は基本的には後になって交付税措置されます。これは、前年度と同じ仕組みです。合わせて地方負担額と自治体の財政力に応じて算定される、がんばる地域交付金、地域活性化・効果実感臨時交付金が創設されました。今回は都道府県への配分はなく、財政力の弱い市町村に重点化し交付されます。

昨年度の元気交付金に比べると870億円と総額は抑えられていますが、新年度の建設事業等の財源となります。この仕組みによって26年度に支出予定だった一般財源を充当する必要がなくなります。

この制度は、すでに昨年12月5日に閣議決定されていますので、執行部も早くから情報を得ていたと思いますが、いつ頃から交付金の活用について検討されてきたのか、その内容についてもお答え下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

平成25年度の国の補正予算に計上された、がんばる地域交付金については各課長に、対象事業等がありましたら上げるようにと指示を出しておりました。今回は補正8号に関係予算を計上いたしております。

具体的な内容につきましては企画財政課長に答弁をさせます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

がんばる地域交付金につきましては、昨年12月の中旬ぐらいから各所管にそれぞれ県

を通じて情報がきています。そのタイミングで、それぞれ各課で漏れがないように指示をいたしまして対象事業の洗い出しを行っております。最終的には、がんばる地域交付金の対策事業としましては、まず1つは農業基盤整備促進事業に関する費用として1,335万円、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料として1,400万円、道路ストック総合点検業務委託料として450万円、合計で3,185万円を対象事業として8号補正の方に計上させて頂いております。

以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

12月初旬から、閣議決定された直ぐから指示が出てその検討に入ってきたということです。昨年はそれよりももっとぎりぎりだったのでなかなか検討する間もなく、あまり活用出来なかったということから今回質問させて頂いたのですが。その後、補正予算が成立しまして2月14日に地方向け説明会も開催されています。国の補助事業でなくても公共施設等の点検・調査及び除去に係るものも対象となるということも明らかになっています。そういった意味から先程の橋梁だとか、いろいろ道路の点検だとかというのも入っていると思うのですが、その他にも今回体育館の耐震化とかの予算も付いてはいますが、そういったものも全て洗い出して、それが出来るならそっちの方にしたいということですので、そういうのも全部検討されてきたのかというのをお尋ねしたいのです。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

いま議員さんがおっしゃいましたように、4小学校の屋内運動場、いわゆる体育館の耐震補強工事を平成26年度に上げております。この事業も、がんばる地域交付金の対象事業として対象になります。これを対象としようということでこれは検討を行いました。

ただ事業費としては2億円ほどあります。しかしこれを実施するためには、まず1つが本来町が計画していたものは平成26年度に実施設計、それから27年度に施工工事という形のスケジュールを組んでおりました。

これを、がんばる地域交付金にするためには施工工事までを完了しなければなりません。ただその場合、これを25年度から26年度の繰越事業となりますので、26年度には必ず終了しなければならないという条件がございます。そうした場合に、この4小学校の体育館をがんばる地域交付金の方の対象事業と上げてしまった場合、26年度内に終了するという工期が取れないという判断になりましたので、この事業につきましては、通常どおり26年度に実施設計、それから27年度に施工工事というようなスケジュールで予算を計上させて頂くこととなりました。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。工事まで完成しないといけないということですね。もう一つは、先程上げられた3,185万円の内の地方負担分、うちの手出しの分は大体どのくらいになるのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この、がんばる地域交付金につきましては、地方負担分のそれぞれ財政力指数に応じて0割から4割という形になっております。

国より示された一応試算の表を基に算定しますと、鞍手町の財政力指数は0.43という形になっておりますので、概ね3割程度という形で試算をしております。そうしますと地方負担分が640万円となりまして、それに対します3割という形で192万円をがんばる地域交付金として交付されるのではないかとということで試算はしております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

これは、補正と26年度の国の当初予算に対象事業として乗らないといけないということなんですが、その一覧については4月に公表するというような話だったと思うのですが、これは乗るということには間違いはないのですか。限度額についてですよ、一覧を乗せて限度額はその後お知らせしますというような形だったと思うのですが。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

一応実施計画という形で上げておりますので、あくまでも試算ですけれども192万を交付金として交付されるものと試算はしております。この額につきましては、平成26年度で、いま当初予算の方ではこの歳入の方は上げておりません。これにつきましては補正で対応させて頂くというふうに考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

町長にお聴きしたいのですが、今の課長の説明では約192万円が多く入ってくるというか交付税措置されて、この分が浮くと言ったら変な言い方ですが使えるわけですね。ただ、交付税を多くもらったからそれでいいやとかでなくて、これを有効に使っていかないといけない。やはり地域が活性化するようにですね。折角がんばる地域交付金を対象事業に上げて

充当されて192万円というお金が出て来たわけですから、これをやはり有効活用するために是非検討して頂きたいと思います。その辺、町長の考えをお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃるように地域活性のために、考えながら使って行きたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。それでは次に行きます。

住宅リフォーム助成事業についてお尋ねします。

昨年の3月議会は、町長就任後初の定例会でした。その一般質問で事業創設についてお尋ねしたところ、町長は事業創設を明言され9月から100万円の予算をつけて地域振興券という形で住宅リフォーム助成事業が始まりました。

そして、販売開始一週間くらいで売り切れたというふうにも聞いています。振興券という形なので経済効果がどのくらい波及したのか、それが少し分かりにくいと思いますが、販売後の状況、どのくらいの効果があったのかお答え下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今、議員がおっしゃいましたことは具体的な内容と効果につきましては、データのなものになりますので、まずは企画財政課長に答弁をさせます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

平成25年度の地域振興券におけるリフォーム券の概要についてご説明いたします。地域振興券の全体としましては一般商品券分を2,000万円、リフォーム分で1,000万円、一般商品券につきましては、1人当たりの購入限度額は3万円までとしています。

住宅リフォーム券につきましては、1世帯当たりの購入額を50万円までとしております。それに基づいて住宅リフォームにつきましては、購入世帯数としましては25件ございました。その内の住宅リフォーム全体でかかる総事業費の合計は約2,475万円というふうになっております。そして、最低で約12万8千円、最高は480万円という事業費に使われています。

この商品券の経済的効果というところになりますけれども、一般商品券分で2千万円に対して10%のプレミアムとしますと2,200万円、それにプラス住宅リフォーム分で掛か

りました事業費 2, 475 万円、合わせますと全体で 4, 675 万円程度が全体の経済波及効果があったと判断しています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

それでは、町内業者はどのくらいの数だったのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

町内業者は 10 事業者がこのリフォーム券で使用されています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

私は直接聞いたわけではないので、話によると一週間ぐらいしたら売り切れてありませんでしたというような話をちょこちょこ聞いたので、その販売状況というのはどうでしたか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

まず、発売日は平成 25 年 9 月 2 日でした。一般商品券、住宅リフォーム券いずれにおきましても 9 月 11 日に完売しております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

直ぐに売り切れたというのは、やはりそれだけ需要があったのだろうというふうに判断します。ですから、今回の当初予算でも増額するというような町長の説明もありましたけれども、私もそのように思います。特に今聞いてみますと地域振興券では 2, 200 万円だから 200 万円の経済効果ですねプラス。ですが、住宅リフォームの方は 1 千万円に対して 2, 475 万円で、約 2.5 倍の経済効果があったということからすれば、やはりここはもう少しリフォームの方を増額していくべきだというふうに考えます。

リフォームの地域振興券を使って、町内業者の分は分かるのですが、それ以上の効果があったのではないだろうかと思います。というのは、例えば前も言っていますが、住宅リフォームすれば、その部屋をやり変えるだとか、バリアフリーにするだとかいろいろなことがあります。それに伴ってカーテンを替えたり、畳替えをしたりとか、いろいろなことも出て来ると思います。そういう意味ではもっと経済効果があったのではないかというふうに思いますけれども、なかなか地域振興券だと、ここの一町内業者がこれだけの仕事をしました

よということしか見えてこないで、その積み上げで2,475万円だったと思うんですね。

ここは執行部としても実感して頂きたいのです。宮田方式のような形で業者の方も申請しやすいだとかいろいろな形があるのですが、ちょっと具体的に中身について改善していく必要があるのではないかと。地域振興券の場合は県から100万円そのままですから、町は全然手出しがなくてと言いますか、そんなにお金を掛けなくてこれだけの経済効果が出たという部分はあるのですが、それ以上のことも考えて、是非中身についても今から検証して頂きたい、具体的に改善して頂きたいというふうに思いますが、それについてお願いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いま、宇田川議員がおっしゃいますように私もそう思います。地域振興券発行に対するいろいろな付加価値的な経済派生というか、そういったものも多分に発生しているかと思えます。

当初の予算編成時に、平成26年度の地域振興券につきましては、住宅リフォーム分を1千万円増額することとして280万円を計上いたしたかと思えます。ところが、今年に入りまして2月28日付け県が消費税率の引き上げに伴う景気の落ち込みを懸念してというか、回避するために一定の条件はありますけれども補助率を引き上げる旨の通知がございました。町といたしましても、これに対応して予算の範囲内で更に発行券の拡大を図りたいと考えております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

増額については分かりました。後は中身についてですね。そこは具体的に把握していく必要があると思います。執行部の方もちゃんと町内業者も潤い、それから町民の方も住みやすい住環境を作っていくということを是非実感して頂きたいと。

それともう一つ増額はいいのですが、これだけいきなりポンと売れてしまって、じゃあ今からリフォームしようかという時に、振興券が予算上なくなったらちょっと二の足を踏むということがないように、是非そのときは補正で組むだとかということも考えて頂きたいし、もう一つは、一番懸念しているのが下水道の普及率です。下水道の管が折角通っても、私は1人だから工事までしません。受益者負担は勿論払わないといけないのですが、工事までしませんという方がたくさんおられるのです。その辺も是非促進していくためにも、ここはやはり活用して頂きたいというふうに思うのです。

具体的に中身の実施内容改善と、そのときに、例えば今回増額して当初予算から昨年より多く付けて頂いているみたいですが、その時々でぎりぎりになったときに是非補正で組むということも含めて考えて頂きたいと思いますが、お答え下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。急に補正がもっと欲しいという事態が発生しましたときには補正を組んでという要望なのですが、当然行政といたしましては予算に絡むことは議会の皆さん方の承認が必要かと思っておりますので、そういうことがございましたらよろしく願います。ということによろしいでしょうか。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

もし補正で増額されるのでしたら承認しますよ。

分かりました。折角始められた事業ですのでその効果を実感して頂くのと、継続して少しでも住みやすい住環境をつくって頂きたいということを最後に述べて私の質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

次に、2番議員 須山由紀生君の質問を許可します。

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

通告に従いまして質問をいたします。

発達障がいのある人への支援についてということで3点ほど質問をさせていただきます。

まず、発達障がいとはということを前段で簡単に説明をさせていただきます。

発達とは、新しく生まれてくるこどもが社会の中で自立をし、生活することが出来るまでの過程の全てだといわれています。そして、その発達障がいとは、このような発達の途上に生じた発達の道筋の乱れだと言われていています。また、発達の過程とはこどもが元々持っている力に対し周囲が働きかけを行い、その両方が互いに働きかけがあつてこどもの育ちをつくるということが一般的に知られています。

この障がいの要因はいろいろな原因があると言われていていますので、詳細はこの場では取り上げませんが、全てのこども達は発達をしていく存在であります。当然発達障がいのあるこども達も同様に発達していきます。従つてこどもの頃、発達障がいを持っていたとしても、大人になったときに生活をしていく上で支障になるような障がいを持ち続けているとは限りません。

発達障がいのあるこどもへの養育や教育の目的は、この障がいのあるこども達が成人をしたときに、いかに適応障がいを作らないか、また出来るだけ少なくするかということにつきるのだと思います。

平成23年7月に障がい者基本法の一部を改正する法律が成立し8月に施行されました。この改正法では、全ての国民が障がいのある、なしに係わらず等しく基本的人権を共有する

かけがえのない個人として尊重されるものであるという理念の下、誰もが人格と個性を認め合いながら共に生きる共生社会の実現を目的としています。

また、障がい者の定義の見直しが行われ、身体障がい、知的障がい、発達障がいを含む精神障がい、その他の心身の機能の障がいがあるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、または社会的に相当な制限を受ける状態にある者、それと新たに障がい者として発達障がい位置づけられると共に、社会的障壁の考えが取り入れられました。

このようなことを含みおかれまして、まず最初に発達障がいのある人に対しての、町としての基本的な考え方や、またどのように認識や理解をされているのかをお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、発達障がいにつきましては平成17年の4月1日に施行されました、発達障がい者支援法に明記されております。内容の要点といたしましては、発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことが重要となることから、まずは早期発見のための必要な措置を講ずることが重要であるということが謳ってあります。

次の段階で、町といたしましては発達障がいのあるこども達や、発達障がい者が必要な支援を受けながら地域で安心して過ごせるよう環境づくりに努めて行かなければいけないのではないかなと考えております。

須山議員さんが町としての基本的な考えということで、これは私の基本的な考えですが、私も、私はこの世に生を受けた人間として何人においても、福沢諭吉さんが言っているように天は人の上に人をつくらず、人の下に人をつくらずとおっしゃっております。

私も、肉体的障がい、並びいま須山議員がおっしゃいましたように精神的障がい、知的障がい、いろいろな障がいの持ち主であっても、この世に生を受けた人達というのは、私は一途に同じようにこの社会において幸せに暮らして行けるべく権利というものを私は持って生まれてきているものだと認識いたしております。

例え障がい者であろうと、健常者であろうと私はこの世に於いて幸せに生活が出来た。そして死に際になって、棺桶に足を突っ込んだときには、ああ人生に於いて本当に良かったねと言えるような人生が何人に於いてもそのような人生であるべきだと、これが私の基本的なスタンスでございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

ありがとうございます。いまの答弁を聞きまして町長の個人的なスタンス、また町としてのいろいろな考え方がよく分かりました。今後もおなじ層、そういったご理解を頂いて支援をお願いしたいと思います。

次に、発達障がいがある児童・生徒への教育現場での対応について質問をいたします。

昨年の文部科学省の調査で公立の小中学校の通常学級にADHD等の発達障がいのある児童・生徒が6.5%、40人学級で1クラスにつき2～3人の割合で在籍しているということが推定されました。また、発達障がいの可能性があっても学校で特に支援を受けていない児童・生徒は約4割以上にのぼっているそうです。

冒頭にも触れましたが、この障がいは新しく生まれてくるこどもが社会の中で自立をし、生活をする事が出来るまでの過程の全て、このような発達途上に生じた発達の道筋の乱れではないかと言われています。当然全てのこども達は発達をしていきます。そして発達障がいのあるこども達も発達をしていきます。従いまして、こどもの頃、発達障がいをもっていたとしても大人になったときに生活をしていく上で支障になるような障がいを持ち続けているのかということとは限りません。

発達障がいと見られるこどもの割合は、小学校で7.7%、中学校では4%と段々年が進む毎に割合は段々と低下しているそうです。現状を見ても分かるように、発達障がいのあるこども達への養育や教育の目的、こども達が成人をしたときにいかに適応障がいをつくらないかということに尽きるのではないかと思います。

そしてもう一つ、周囲の人々の、例えばご両親やご兄弟、お友達、そして学校の先生等による様々な周りの方のサポートや教育によって健全な育ちを支え、社会的な適応障がいを防ぐことは可能だと言われています。

また、この障がいのあるこどもは先生の指示に従えなかったり、興味のある授業しかきちっと参加出来なかったり、集団行動が非常に苦手なために学校でもいじめの標的になることも少なくないと言われています。このようないじめからもきちんと保護されなければいけません。そして、このようなことが起きないためにも、児童や生徒の時の教育の力は非常に大きなところがあるのではないのでしょうか。発達障がいの療育は教育によるところの力が非常に重要だと言われております。

そこでお尋ねいたします。当鞍手町の児童生徒の教育現場では、また来年開校する新中学校でも同じでございます、発達障がいのあるこども達への教育はどのように行われているのでしょうか。またこの教育に携わる全ての先生方の障がいに対する認識や理解、そして指導や支援はどう行われているのでしょうか。この2点についてお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

お答えいたします。

今、お尋ねの発達障がいという文言は、私が管理職になってから出来たと思っております。その前は特殊教育という文言で、今のような発達障がいという概念はなかったのです。特殊教育ということで学校から一部1学級に入れて特別な教育をしてきたということですが、特別支援教育のありかたということで随分考え方が変わってまいりました。

今から14～5年前にLD、ADHD、アスペルガーというような言葉がでてきておりま

して、私どもはこれについて検証を重ねてきました。ところが実際にそのこどもが対象になるのか、ならないのかという判定が非常に難しゅうございます。近年では各学校とも検証を行いながら、チェックリスト、簡単な質問手法ですが、そういうことでこのこどもがそういう障がいをもっているかどうかというチェックを行います。これは今殆どの学校でやっています。やっていない学校はないと思っております。

そういうことで、チェックに引っ掛かる子について更に専門機関と協議をしながら、この子のいい方向はどういう方向に行ったらいいのかということを保護者や関係機関と協議をしながら進めているところでございます。

因みに、本町の実態でございますが、通常の学級に在籍する児童の人数は734人おりまして、特別な支援が必要と考えられる児童の人数、発達障がいを含めて33名おります。

その外に、特別支援学級に在籍する児童の人数は20人ですから、いま分かった数だけで53ですね。700に対して53ですから、先程議員がご指摘になった6.5%に近い数字でございます。

この33名、そしてこの20名についてどのような方策でもって当たっているのかということでございますが、各学校において特別支援学級を中心に特別支援を要する児童への理解と指導を行いながら、この指導内容や方法、支援体制を推進するようにしています。具体的には、個別指導、支援員を交えながらもそういうような特別指導を行っている。複数の教師が入ってきます、通常学級でですね。

いまちらっと言いましたが、この支援員というのは国からの支援事業でありまして、大体学校数の1.5倍の支援教員を予算化されているわけです。本町は8校ですから現在は13名です。特別支援のための支援補助員を配置して頂いています。

この先生達が個別な指導や普通教室に入っていたときに支援する。特別支援教室におる生徒も授業によっては普通学級に入って、例えば音楽とか体育とかを受けています。そのときに支援教員もそこに入っています。そういうふうなサポート体制を組んでいるところです。

そして、いまお尋ねになりましたそういう子に対する授業の在り方はどうかということですが、特別支援教育の視点をもって授業づくりをする。分かりやすく言いますと一辺に4つも5つも言わなくて、要点だけをぴちっと言うところこどもは迷いません。そのノウハウが普通のこども達の授業づくりにも役に立つということです。インクルーシブ教育の視点に立った授業づくり、ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくり、といま言われています。横文字があれば新しいことをしているようですが、実はこれは昔からやっていたことなんです。特別支援学校の先生方から研修を受けながらずっとやってきたことです。それを今強調されるようになってきました。

朝礼の時に先生がこども達に5つも、6つも、7つも言ったらこんがらががる生徒がおりますね、それをきちんと整理して伝えるようにする、手短かに要点だけをとということを心掛けているところでございます。

それから板書、黒板に書くときにやたら書きますとよく分からない、それを先程言ったよ

うにどの子にもそういう方法でやれば授業の理解度が高まるということで、そのノウハウを普通の授業でも取り入れるということでございます。

前後しますが、それと更にゆりかごから墓場までではないですが、就学前の児童についても、先程言ったようなチェックリストやら専門機関の先生方から判定して頂きまして、もしそういうような子が早期に発見されましたら、個別の指導計画、それから支援計画で就学前から就労までいわゆるカリキュラム、ルールにそった計画を立てて、次の上級学校に上がれば、小学校や中学校に上がれば、それがそのまま次の学校に受け継ぐ。そういうふうなことをやっているところでございます。これはどこの学校もやっているところです。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

本当に素晴らしい鞍手町の学校のいろいろなデータを基に、教育長に説明をして頂きまして、私も教育長から授業を受けているような思いになりました。

これまで我が国において施策の中でサポートが認められている、いわば公認された発達障がい、これが極めて狭い領域に限られていました。つまり、発達障がいを抱えていても社会的に公認されないものがこれまで数多く存在していました。今、教育長も言われましたようになかなか分かりにくいのだと思います。

2005年に施行された発達障がい者支援法によって、これまで援助がなかったものについても障がいとして認め、積極的な支援を行うことが定められました。

このように、発達障がいにはいろいろな領域がありまして、これも先程教育長の説明にもありましたように本人や家族もなかなか気づかず、また自ら、家族がカミングアウトしないと分かりにくいというのが非常に多いという状況です。ですから、教育の現場でも先生方や周囲の人にもなかなか理解されにくい面が多いかと思いますが、こども達が成人になる過程での発達障がいの療育は、その間の教育が非常に大きく影響すると言われていています。是非将来あるこども達のためにも、いま答弁された素晴らしい教育方法になお一層力を入れて頂きたいと思います。再度私からもお願いいたします。

終わりになりますが、今後の鞍手町の障がい児教育や、障がい者支援に前向きな答弁を頂き本当にありがとうございました。再度発達障がいのあるこどもをもつお母様方が安心して預けられる学校教育を確立して頂くことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で須山由紀生君の質問を終了します。

次に、12番議員 岡崎邦博君の質問を許可します。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

通告書に従いまして質問させていただきます。

今回は2点についての質問です。

まず1点目として、小中学校の児童・生徒の学力向上に向けた取り組みについてお尋ねします。

小学校6年生と中学校3年生を対象とした全国学力テストは平成19年度にはじまり6年が経過しました。福岡県はその間、教科区分の多くで全国平均を下回っているため、平成25年度までに全ての教科区分で全国平均を上回るという目標を掲げました。しかし25年度で達成出来たのは小学校の2教科区分だけで、中学校では全ての教科区分で全国平均を下回るという結果でした。また、県は6教育事務所管内で独自に社会、理科、中学英語についても学力実態調査を行っています。

そうした中でお尋ねしますが、福岡県は全国の中で大体どの辺に位置するのか、順位はどうなのか、また6教育事務所と政令市の7地区の内、鞍手町が属する北九州教育事務所の成績、その中でも町内小中学校の成績の状況はどうか。

また県下6教育事務所で行っている社会、理科、中学英語の学力実態調査について北九州教育事務所の順位と北九州教育事務所管内の内、鞍手町を除いた中で、鞍手町の町内小中学校の状況はどうなのか、小中学校の個別というわけではなくて町の平均で結構ですのどの辺に位置するのか順位を含めてお答えを頂きたいと思えます。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

お答えいたします。

福岡県のデータについては9月に新聞報道等でご存じのように、大体ほぼ真ん中ぐらいの数字だったというふうに記憶をしております。福岡県は今までかなり低いところにあったようですがデータを見ますと、これはインターネットで取り寄せても同じことですが、少しずつ上がって来ているという傾向にあると私は認識しております。

いま、お尋ねの教育事務所のデータも実は公表されているのです。ですから事務所単位の順位等については、これもインターネットで出ていますし数字も新聞に出ています。岡崎議員もご存じだと思いますが決して良い方ではありません。6教育事務所プラス政令都市2つを足して2で割った数字を合わせて6足す1で7つですね。7つのランクが出ています。順位は出ていません。数字が乱立した一覧表が出ています。それを見ますと悪いです、決して良くはありませんが、県との差がかなり縮まっています。

私が持っておりますデータによりますと、例えば北九州教育事務所の数学Aに関しましては、21年に全国平均から6.9ポイント低かったのです。4年経ちますとマイナス2ポイントですから急上昇で上がってきています。

中学校の数学Bですが、これもマイナス7.0からマイナス3.3ということですから上がって来ているのです。こういうように全体的に低いと言いましたが、差がかなり縮まってきているのです。全国平均に比べて、全国都道府県も一番下で下回っているのはどれだけ下

回っているかというところ、一番わるい都道府県でも5ポイントぐらいです。70点前後の5ポイントは一番わるいところですよ。ですから、だんごレースのようで、そこにかたまってきたというものが最近の傾向でございます。やればやるほど段々こうなっています。というのはどこも必死ですから、そういうような学力向上についての授業をやって来たと思っております。今のは、県及び教育事務所の答えと私は考えています。

今度は町の成績はどうかということですね。これは25年度の全国学力調査を実施するときに、結果の取り扱いについて縛りがありまして、県は市町村の同意がない限り公表してはいけないのです。県は勝手に鞍手町のデータを出したりすることは出来ないという縛りがあります。

もうひとつ、鞍手町の教育委員会がもし公表するとしても、いまお尋ねのような各小学校の個別の生のデータを出すことはならないという縛りがあります。但し、町全体の平均点については教育委員会で判断して下さいというふうに明記してあるのです。うちの教育委員会で昨年この取り扱いについて協議をしましたが、結論を言いますと生点は公表しないということで一致をしているところでございます。教育委員会の判断としては生点は公表しないと。どこまで公表するかということでございますが、大体こうだろうというところでどうかということでございました。

その判断で言いますと、鞍手町は管内でいいますと北九州地区の平均よりも、中学校の国語Aは県平均よりもプラスでございます。中学校の数学Aも大幅プラスでございます。国語Bも鞍手は県よりも。済みません今言ったのは伸び率を見ていましたので訂正いたします。

平成25年度の中学校は全国平均よりも上です。中学校の数学Aも全国平均よりも上です。中学校の国語B、AとBと言いましたが、Aは基礎基本に係わる部分です。Bは応用問題、活用の力を問うということでございます。中学校の国語Bは全国よりも上でございます。中学校の数学Bも全国よりも上ということで中学校は全国水準よりも上の方向にあるということでご理解願いたいと思っております。

それから、小学校ですが国語A、基礎基本に係るものですが全国よりも上、小学校の算数のA、これも基礎基本で全国よりも上でございます。国語Bは全国よりもわるい、応用問題が出来ていません。かなりわるい数字が出ています。かなりわるいといってもポイント数はそれほどありません5ポイント以内です。

算数B、これも全国よりも2ポイントぐらい下ということで、小学校に關しますと基礎基本の国語は上回っていますが、応用活用面になると少し弱い面が出ているという傾向であります。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

いま、教育長の方からご答弁頂きましたが、教育長が言われるように、これは県のホームページから資料は全部とれるわけです。議会の中である程度きちんと明らかにして頂きたい

という意味から質問をさせて頂いたのですが、先程言いました7地区、要するに6教育事務所と政令市を含めた7地区の中では、北九州教育事務所は国語、数学に関しては大体6番目、5番目、先程言いました中学校の国語、数学両Aについては3番目というような位置にあります。

ここで言っているのか分かりませんが、筑豊教育事務所が圧倒的に低くて、その次に北九州事務所というようなところなのですが、今、教育長のご答弁ですと鞍手町は全国平均よりも上回っているということであれば、北九州事務所管内の中でも中よりも上位にあるというふうな判断でよろしいのかどうかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

あまり順番に拘りたくないです。まあ、そこそこ頑張っているなという、北九州事務所管内に9つの教育委員会がございますが、その中でもそここのところを行っているとは私は理解をしています。

個別の学校のところで言いますと、いい学校もあれば、うちは中学校が2つ、小学校が6つありますから、それぞれ学校格差もございまして上位を示していますが、しかし、平均点に関して言いますと、例えば10人、1学年1学級しかありませんから、その学級を見ると10人という数字ですから、1人が欠席すると、平均についてのなんと申しますか、知らせということはなかなか難しい、だから1つの資料であるというふうにとりて頂きたい。

学校は頑張っているかどうかというのは、なかなか平均点とは結び付かないところがあるのではなからうかというふうには思っております。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

次に進みます。

今、鞍手町はどの程度なのかということでお尋ねしたのですが、県は現状の改善に向けた学校や地域の具体的な取り組みの1つに、市町村教育委員会支援として福岡学力アップ推進事業を行っています。その中に学力に課題が見られる市町村として学力向上推進強化市町村を指定しています。市町村の学力向上の取り組みに対する経費、補助や教育事務所に設置した学力向上支援チームの学校派遣等を行っています。

25年度は北九州教育事務所管内では、鞍手町と1市1町が学力に課題が見られる市町村として指定されています。26年度は18地区ということで4地区ほど増えるそうですが、26年度はどうなっているかは分かりませんが25年度では指定されています。このような状況の中で今後どう学力向上に取り組むのか具体的な目標と計画についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

本町は学力向上指定事業の中で指定を受けました。23、4、5と3年でちょうど終わります。県は今後どうするかということですが、26年度以降18の市町村を対象に今の学力アップ事業を継続するというふうに考えていると先日説明を受けました。

本町はそれに再び含まれるか分かりませんが、今まではどちらかという手を挙げて指定を頂くと。何故かという魅力がございまして、毎週12時間の先生3名頂けるものですから、毎週36人の先生が本町に配属されて、週1人当たり12時間ですね、学校に配置されています。そういう補助事業がありますからうま味はございました。ということで23年度手を挙げられたというふうに私は聞いております。それが効果を現して、先程言ったように随分伸びてきたというふうに考えております。

学力測定はこれだけではございません。小学校はCRTテストをやっているのです。これは1年から6年生まで全部です。学力テストは6年生だけです。1年から6年まで一斉に3学期に実施いたします。その伸び具合もずっとつけているわけです。チェックしていますが近年伸びてきていまして、ある学校はこういう直線を描いてももの凄い伸びでございます。

何故かと言いますと、指定授業の際に行ってきました学力向上の3つ大きな柱がありまして、1つは家庭の学習時間を毎日きちんとやる、まあやる、あまりやらない、全くやらないの4段階で調査してまいりました。その判断材料は、小学校1年の場合は1学年掛ける10分です。2年生は2×10分、だから6年生は60分、1年生は10分が家庭学習量です。中学校は60からスタートしまして60×10分、70分です。2年生は80分、3年生は90分というようなハードルを課したわけでもございました。これを毎日しているかどうか、まあまあしている、あまりしていない、していない、こういうような調査をかけて目標を85%達成するようにしようということでこの3年間取り組んでまいりました。

その結果、どの学校も85%前後を突破するようになって来ているのです。あるところは83か4ですが、85%を突破したところはかなりあると聞いています。まず、この家庭学習時間をきちんと行わせるということが1つです。

2つ目は、家庭の生活習慣、早寝早起き朝ご飯ではないが、そういうようなきちんと家庭での規則正しい生活をする。これについては、新学期に各家庭での過ごし方のサンプル例を作って全家庭に配布をするという取り組みもやってきました。

あと1つでございますが、県の学力テストというのは県単独の予算であります理科と社会と、中学校の場合は英語ですね。小学校の場合は理科と社会です。全国学力テストA、B先程言いましたが、全国平均以上を目指す。県の学力テストで平均以上を目指すということで対応してきました。

今後、26年度は12時間の3人の先生ははぎ取られますが、しかし企業内努力で今までのやり方を、システムをそのまま残して、指定を受けようが受けまいが同じ方法でやっていくというふうに考えております。これについてはこの前の最後の学力向上拡大委員会で確認をしたところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

いまご答弁を頂いた中心は家庭学習の時間を増やそうということがありましたが、福岡県としては、学校以外の家庭学習の時間も、今まで中学生だと9%ぐらいの生徒が家庭外では全然勉強していないというような数字も出ています。小学校で4.4%ぐらいというこの数字を0にしようというのが福岡県の1つの目標になっています。

もう一つ大きな柱としては、全国平均を全ての教科で上回ろうというのが26年度の目標ということになっています。他に教育長から説明して頂いたのは学習状況調査というのがテストとは別にいろいろ設問において行われているわけです。そういった中で児童・生徒を対象に学習意欲、学習態度、学習環境等について設問があったり、また学校における指導内容、指導方法に関する取り組みとか、学校における人的、物的な教育条件の整備、状況等の調査も実際に行われています。そういったものを総合的に判断して、先程言いましたように県は目標を設定して、それを26年度でクリアしたいという明確な手法をもって取り組むとしています。

私はもう少しはっきりとした目標を鞍手町も持つべきではないかなというふうに思っています。それは先程教育長が答弁されたような、家庭環境に関する学習時間の問題についてもそうですが、私自身も点数に拘るわけではありませんが、点数はやはり習熟度を図る目安として私は必要ではないかなというふうに思っております。中身については詳細に分析が行われていまして、こういう単位についてはこういう設問があって、これについては何パーセントの正答率だったというようなことが事細かく調査報告書の中には書いておりますので、そういったことも分析しながらはっきりとした目標を持つことが、私は学力向上に結び付くというふうに考えるのですが、その点についてどうですか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

議員のお尋ねの部分ですが、本町は毎年学期初めに各小中学校から、鞍手町学力向上推進プランといって計画を出させています。これはかなり細かく書いていまして、1つずつ説明すると時間が掛かります。こういうものです小学校6と中学校2ですね。この計画を出します。これによってどのくらい達したかどうかということを年度末に、この前の学力拡大向上委員会でしたことですが、各学校がおよそどれくらい達成したというふうに、ここにきちんと申告しております。それぞれデータで出しております。

家庭の学習時間量がここに出ています。例えば全くしていないというのは、この学校では5から7%ぐらいです茶色の部分です。青はきちんとしているのです。こちらがまあまあ、週に4日から5日くらい、合わせますと大体これで見ますと、この学校では80%ぐらいでしょうか、中学校は若干下がりますが小学校は80数パーセントとなっています。こういう

ようなところでデータが出てまいります。これによって次年度はどうするかということも書いています。これをみんなで確立するだけでなく、点検評価、検証を行います。それは1月だったと思いますが、県の指導主事等やPTAの会長さん達も同席しますから、その中かなり生々しい数字が出てまいります。

こういう検証委員会のフィルターを通して、最後にこういうことを来年度やっていきたいということで纏めたわけでございます。

先程概略は早口で申し上げましたが、申し上げた内容にそって行っています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

またご答弁を頂きましたけれども、それは教育委員会または学校の校長、教員の先生方の中で検討を重ねられて、そういった新しいプランも出来ているのだと思います。

いま思うのは、先生方は一生懸命されているのは勿論ですが、先程ありましたように端的な1つの例として学校外の学習時間について、やはりこれを全然しない子を0にするという目標を県は上げているわけですが、そういったのはやはり保護者の方だとか、もっと言うなら地域の方についても協力をして頂くというようなことも必要になってくると思うのです。

ですから教育委員会または先生達の中で、そういったプラン、計画を立てるのは勿論必要なのですが、それと同時に保護者の方、または地域の方達も分かりやすいような目標設定、またその目標を達成するための分かりやすい計画というのも私は必要ではないかなというふうに考えています。ですから今回このような質問をさせて頂きました。

一番分かりやすいのが新聞紙上でも報道されました学力テストについてのことなんですが、そういったのも1つの目標として設定するというのも私は必要ではないかなというふうに考えています。そのことをまた検討して頂いて、26年度について保護者の方達にも分かりやすいような目標を設定していくことが、私は学力向上に結び付くというふうに思っておりますので、ご検討を頂きたいというふうに思います。

次に進みます。

1の3番目として、土曜授業についてお尋ねします。

文科省は昨年11月に土曜授業を行いやすくするために、学校教育法施行規則を改正し施行しました。これまで土曜授業は特別の必要がある場合に限っていましたが、改正により教育委員会が必要と認める場合、教育委員会の判断で実施出来るようになりました。

そこで、福岡県は26年度より政令市を除く県内58市町村の全小中学校689校を対象に、教員OBら外部講師による土曜授業の導入方針を決めたとの報道がありました。そこで、鞍手町ではどのような方針に基づいて実施されるのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

お答えいたします。

土曜授業に関しては、本町は昨年度から始めております。例えば、小学校の場合は11月か12月頃でしたか、餅つき大会等をやっています、振り替えはありませんから子ども達は月曜日は普通どおり出てまいります。その分時間数としては増えたということになります。時数カウントをいたしますので。

中学校の場合は、例えば地区懇談会を本町はやっています。この地区懇談会に生徒も参加するというようなことで北中などは今年度やっていました。これは道徳でカウントするというようなことでやっています。4月の授業参観の後のPTA総会、これも振り替えはありませんというか、夏休みに纏め取りをするのです。

先程の11月、12月は先生方は冬休みに纏め取りをして頂きます。勤務時間は週40時間でございますので、その分は長期休業で取って頂くということで、中学校は大体3回ぐらい実施をしており、小学校は1ないし2回実施しているのが現状でございます。

なぜその教科書を使った授業が出来ないのかということでございますが、これは実は縛りがありまして、学校週5日制度というものは元々土曜日を休業日にすると、休みにするというふうに施行規則を変えたわけです。そういうことで完全週5日制になって12年でございますが、ずっとその方式でやっていますので週5日制の趣旨は、学校、家庭、地域の三者が互いに連携し、役割分担しながら社会全体として子どもを育てるという理念の基に始まったわけでございます。ですからこれを外すわけにはいかない、学校が単独で教科書を授業が遅れたからといって、特別な理由があればともかく、台風とか雪とか、そういうことがあればともかく、そうでない限りは出来ないという縛りがあります。

先程言ったような、体験学習とか保護者と一緒になったような行事等で土曜日を有効活用して行こうというふうにやっているとところでございます。

それと、学力向上と学校週5日制というのは、なかなかなじめない問題ですから私ども現場の者としては苦慮しているところでございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

いまご答弁頂きましたけれども、平成24年3月に市町村教育委員会の教育長宛に、福岡県教育委員会の教育長から小中学校における土曜日の授業の実施に係る留意点についてという通知が出ています。それの中では、いま教育長が言われたようなことが書き込まれているわけなんです、先程も言いましたようにゆとり教育の見直しから文部科学省も土曜日の教育活動推進プランというのをつくっています。その中で、26年度の、勿論予算の概算要求のポイントとして上がっているのですが、土曜日授業推進事業というのが2億円ほど付いているのですが、その想定される土曜授業の例として、総合的な学習の時間、英語教育、道徳、特別活動、化学実験教室、補充学習、発展的学習と、まあこういうものを想定して事業費が付いています。

また土曜の教育推進委員の配置とか、先程言いましたOBの方達のような外部講師の配置だとかも予算付けをされています。従って学校教育施行法を改正して市町村教育委員会の判断で土曜日の授業を行えるというふうに法的にも改正されています。ですからここは、先程教育長が答弁をされましたことも大事なことでありますけれども、先程も言いましたように福岡県としても目標を掲げていまして、福岡県は25年度全国学力学習状況調査報告書の今後の取り組み中、先程の市町村の中で、要するに全国平均を上回るという目標なんです、それを達成するために中学校での取り組みを強化する必要があると。

各学校においては、土曜授業の使い方を工夫したり、習熟度別学習の充実を図ったりする等して、組織的、継続的に取り組み、基礎学力の定着や活用力の向上を図る必要があると述べられています。学力についてはっきり土曜授業を活用しましょうというふうに県の報告書の中で上がっています。そういったことを踏まえてもう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

それはどこに書いていますか、私はそれは初耳です。新聞ではあのような報道がありましたが、私も県の方からは正式にそういうことは聞いていません。

いまおっしゃった文科省が出しています26年度の概算要求ポイントは、土曜授業の推進事業2億円の内訳は、いわゆる総合的な学習時間、英語教育、道徳、特別活動、化学実験室、補充学習、発展的学習ですから、これは教科書を使った授業ではございません。

もう1つ、いわゆる特別非常勤講師、報酬とか、外部人材の謝金、旅費、そういうものにこの2億円を充てるというふうに明記してあるのです。

この前の西日本新聞もポンと出て来ましたが、私どもは全く正式に県の方からは説明は受けていないのです。どうしてそういうような情報がいったのかは私はよく分かりません。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ここに25年度全国学力学習状況調査というのが福岡県の教育委員会が25年12月に出しています。これは国語、算数、数学、質問用紙調査結果報告書となっています。これはページが多くて1つに綴じられなかったのですが、その6番目の纏めと今後の取り組みというのが82ページですが、1枚開けまして83ページに、福岡県の教育施策に関する指標の現状というのがあります。

その中で先程も言いましたように、25年度福岡県の教育施策実施計画では5つの柱があってということで、個性や能力に富み、学力、体力を備えたこども達を育てるに係る指標として2つの目標を設定しているというのが、確かな学力の育成として目標値が全ての教科区分で全国平均を上回るということです。

②として、家庭での学習習慣の定着ということで、先程言いましたように学校の授業時間

以外に小学校では4.4%、これは24年度の数字ですけれども、中学校では9.5%が全く勉強をしていないということから、これを0を目指すというのが26年度での目標値になっています。その中で読めば長くなるのですが、26年度では全ての教科区分で全国平均を上回るという目標を設定し、それを達成するためには中学校での取り組みを強化する必要がある。各学校においては、土曜授業の使い方を工夫したり習熟度別学習の充実を図ったりする等して、組織的、継続的に取り組み、基礎学力の定着や活用力の向上を図ることが重要であると。これは指標1 確かな学力の育成の中で述べられています。

これは県の教育委員会が出した調査の報告書の中に述べられています。ですからこういったことを基にして報道では述べられているのではないかなというふうに私は思います。私自身も県がこういう方針を明確に出していますので、はっきりと土曜は月に2回授業をすると。それについては5,500万県は予算を充てていました。ですので、当然鞍手町も県の意向にそった方針で、土曜授業については考えているのではないかという思いから質問をしています。ご答弁のほどお願いします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

今のも全く初耳です。基礎基本という言葉は分かります。隔週2日ということは全く聞いておりません。

岡崎議員は、今、入手されて今2日と言われましたが新聞ですか。

○12番 岡崎 邦博君

それはそうです。

○教育長 水摩 幸隆君

私は、教育委員会や県の方から何一つ聞いていないのです。

この前電話しましたが答えはありませんということで、5,500万円のための、議会を通過する儀礼があるでしょうから、それから言いはじめるのかどうか分かりません。そんなところではないでしょうか。正式にはまだ聞いておりませんし今まで通りの方式でやろうかなというふうに思っているところでございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

少なくとも、私のような者でも福岡県の教育委員会の調査報告書が入手出来るわけですし、その中にまとめと今後の取り組みということで、こういうことがはっきりと明記されているわけですね。ですから県から直接聞いていないということですのでけれども、予算上の措置としても小中学校での土曜授業の推進、そして予算額5,500万円、これも勿論報道ですが、あがっています。

行政もそうですが、あまり先取りをする必要もありませんけれども、一応こういうことが

幾重にも重なって出て来ていますし、国の方針としてもゆとり授業を見直そうということでもあります。実際に授業数、コマ数も足りないというような中身が充実することによってコマ数も足りないというようなことも言われておりますので、鞍手町としてもここは外部講師の方をお願いして、何某かの学力向上に向けた必要性もあるのではないかなというふうに思いますが、如何でしょうか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

26年度で具体的な土曜授業の基礎として、鞍手町は鞍手寺子屋を学習ボランティアを募集しまして5月からスタートします。年間に14回ぐらい、小学生を募りまして第1土曜日に鞍手中央公民館で行います。

小学生の夏休み、冬休みも使って合計30回という数です。10時から11時45分まで、みかじめをして頂く方は外部の方で、コーディネーターの方をお願いするというので計画をしております。

その他、先程ご案内のようにいろいろやろうと私も考えていますが、しぼりが多いものですから、情勢等を勘案しながらやって行こうと思っております。

1つネックになるのは、町のいろいろな行事を組んでいますね。これとダブルブッキングするのです。それで保護者の方から、何で土曜日に餅つき大会をしないといけないのかと、餅つき大会でもそういう声が出るのです。なかなか土曜日に子どもを今学校に出さそうとか、いろいろ行事を組もうという時に厳しく、調整が難しい実体。

それから部活動、中体連、各種協会主催のいろいろな大会をやっていますが、この関係で子ども達はしょっちゅう練習試合や大会に出ています。このために土曜日の調整が非常に難しゅうございます。

議員がおっしゃった内容を十分踏まえながら26年度、27年度に向けて検討して行きたいというふうに考えています。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

1つの例として、これは新聞報道等で書かれたものですが、先程もちよっと言いましたが、筑豊教育事務所は正答率は低いわけですが、その中でも例えば飯塚市では全小学校で百マス計算とか、漢字の書き取り、音読等、徹底反復学習、生活習慣の改善を2本柱とした陰山メソッドと言われる指導方法を導入していたりと、これは土曜授業に限らずの話ですよ。

また協調学習を片山小学校では導入していて、活用の部分でかなり成績が上がって、秋田県の平均点を上回るような成果を出しているというような紹介があったり、または大任町では役場の会議室を無料の町営塾にしていると。いろいろと塾自体も少なかったりとか、経済的に余裕のないところもあるということでそういう取り組みをしていたりとか。これは週6

日、小学校の4年生から中学生までを対象に国語、数学、算数を教えていると。

または、豊後高田市では地域住民が放課後等に小中学生に勉強を教える、先程鞍手町も取り組むと言われていました、現代版寺子屋学びの21世紀塾というのをやっているそうです。他にも各地でいろいろな取り組みがなされているというふうに思いますので、そういったところも参考にしながら是非とも、こども達は鞍手町の宝でもありますので、少しでも良い教育環境の中で充実した学習を整えて頂きたいというふうに思っております。

次に進みます。

2番目として、高齢社会における総合福祉センター福祉棟の役割についてお尋ねします。

鞍手町は、町長もご存じのように高齢化率が31%を超えほぼ3人に1人が65才以上の高齢者となっています。そうした中で総合福祉センター福祉棟が高齢者の憩いの場として利用されていますが、建設後14年が経過し、あちこちに傷みが出て来ています。

そこでまずお尋ねしたいのですが、高齢者における福祉棟の役割について町長はどのように捉えられているのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず福祉棟の役割についてということで、当時福祉センターの建設に当たり、福祉棟については少子高齢化の急速な進展、そして核家族化等により町民のライフスタイルや価値観の多様化の中で町民の保健福祉活動の活性化、福祉意識や健康づくり意識の高揚等の他、保健福祉に関する情報提供等も行う役割を複合的に備えた施設として整備されたと記されております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

いま利用されている人はかなり減っては来ていますが、何れにしても高齢者にとって憩いの場であることには変わりはありません。むしろ、どう多くの方に利用して頂くかというのが今鞍手町にとっての1つの課題ではないかなというふうに思っております。

そうした中で次の質問に入りますが、徳島町長にとってはこの26年度の当初予算が町長の考えで作成した初めての本格的な予算となります。先日の議会開会日に町長の町政運営の基本施政と予算内容の概略説明と一般会計の提案理由の説明がありました。その中でまず鞍手町を魅力ある住みたい町へを目標とする4本柱。次に、鞍手町を老若男女全ての人が笑顔で暮らせる町へを目標とする5つの柱が述べられました。その第2の柱に福祉の充実が上げられています。その中身についてはとても結構なことだというふうに思います。

ただ、一般会計予算で昨年まで2年続けて福祉棟のエコ給湯設備工事費として計上されていた予算が、過疎債の総額抑制の影響で2年連続して減額されました。その工事費が26年度の当初予算には計上されていません。

そこで、福祉棟給湯施設改修の必要性について、町長はどのようにお考えかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今議員がおっしゃいましたように26年度予算には一応上げておりません。過疎債の満額充当を見込めなかったのが1点と、1つはエコ給湯におけるところも考えたのですが、福島原発がございまして電気代がかなり高騰してきたと。そして電気代も一時的な需用が上がると、それに準じて基本料金が決まるということで、かなりいろいろまだ試算状況ではあるのですが、先行きがちょっと今のところはエコ給湯にするにしても電気代が見えてこないという部分が発生いたしました。

ご承知のように石油系ですね。重油もかなり値段が急騰いたしております。電気代も先行き不透明で、かなり上がってきてはおります。ということからしますと福祉センターに占める経費的な割合というのが、議員がおっしゃいました給湯設備、お風呂の施設ですね、この部分においては多分を占めております。

今のところ1日の利用客が90人あたりと、ピーク時は290人からすると3分の1ぐらいにかなり状況的にも利用者が減ってきております。ですから、もうちょっとこの辺のところは26年度でどうしようかと私も悩んだのですが、先行き不透明でここでお金を注ぎ込むというのはちょっと危険だなというのを感じましたし、また、議員がおっしゃいましたように平成12年に建っておりますので、出来上がって来年で15年になります。大体建物というのは大体15年過ぎ頃からエアコンの不調とか、屋根の葺き替えとか、壁のいろいろな補修とか、最近に至ってはいろいろなところが悪いというような状況が発生して来ております。

そういったことを鑑みますと、じゃそこにだけ大きなお金を注ぎ込んでどうなのかということも経費的な部分も踏まえまして、ちょっと検討中でございますのでお時間を頂ければと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

利用者の数がピークの290人から90人程度に減っているというようなことがあって、大きなお金を注ぎ込むのが危険ではないかなというようなお答えでしたが、なぜこんなに利用者が減ったのかというような分析はされているのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

平成21年度に町外者の料金を上げたと私は聞いています。その後何か急激に利用者が減ったと伺っております。それと営業時間を短くしたということも聞いています。以上ござ

います。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

営業時間が短くなったのは凄く大きなことでした。それと後、料金が町外、町内一律の料金で300円だったのが、町内、町外を区別したというのかなり影響を受けています。そういったことが原因ということと、近隣にお風呂が出来たりというふうなこともあるでしょう。

そういったことは考えたとしても、今鞍手町は、先程も言いましたようにこれからも益々高齢化が進みます。すぐ3人に1人が65才以上の高齢者になるわけです。尚且つ、また独居の方が凄く増えていまして、行き場がないというようなことにもなりかねないのです。行き場がなくて1人で家にいますと、これは社会性を失い段々と認知症になる可能性も確率的に高くなってきます。

そういった意味からしても、最初の目的にありましたように大きな福祉目的として高齢者の方達が集える、また憩いの場としての福祉棟は私は必要があるのではないかと。例えば灯油、電気代が上がったとしても、そういったものには換算出来ない部分が私はあるというふうに考えますが、如何でしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

おっしゃるのは重々よく承知いたしております。ちょっと話がずれるのですが、独居老人のことを言われましたが、独居老人につきましては地域ではサロン等を設けさせて頂いて、そこで皆さん方と憩いの場を設けているというような、そういったことも取り組みを行っております。

それと、行政を預かるものとして、当然私としては充実させたいという思いは多分にございます。ただ限られた財源の中で私は運営を行っていかねなければならないということもございますし、また90人の方達というのが、決まった利用者、同じ方が利用されているというようなことも聞き及んでおります。

費用対効果というのは、本当に言いたくはないのですが、ある意味利用していない町民の皆さん方からすると、何であそこに我々の税金がたくさん注ぎ込まれないといけないのかという視点的なことも、我々執行権者として考えてもいかななくてはいけないのではないかなと思っております。出来れば私としては、あれもこれもサービスしたいという思いは、根底では岡崎議員と私の気持ちは一緒だと思います。けれども私は税金を預かり、それを執行する権者と致しまして、あそこの建物自体が古くなってきて、いろいろなところに支障が生じて来ていることも聞き及んでおります。あそこにどれだけお金が必要になってくるのかということ全体を踏まえながら今後計画をやって行きたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

端的に言えば費用対効果が合わないというような答弁のように聞こえるのですが、福祉というのは、そもそもそういった費用対効果を考えるべきものでないというふうに私自身は思うのですが、百歩譲って考えるとしても、例えば、福祉センターがなくなることで介護保険の給付が増えたりとか、または施設に入る方が増える可能性も今後あるわけです。そういったことを考えれば、あそこに福祉棟を維持するのと、そういった高齢者の介護、予防、特にあそこについては介護予防の機能もかなり私はあると思っております。

そういったことを考えれば、十分に効果があるものだというふうに思っております。ですから、掛かる経費と入って来る収入では割り切れない効果があると考えていますが、その辺は町長どうお考えですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃるとおりだと思います。私は基本的に教育と福祉はお金をたくさん注ぎ込んで、充実したサービスを行うべきだと思います。ただ何度も申しますように、気持的には岡崎議員と私は一緒だと思います。

福祉というのは充実させて、単なる費用対効果だけを見るべきではないと私は百も承知いたしております。ただ何度も申しますように、総合的にあそこをどうすべきかということも踏まえてやって行かないと、単一的なところにお金を注ぎ込むことによって、後財政がどうなるのかという部分も考えていかななくてはならないと思っておりますので、今しばらくお時間を頂ければと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

給湯施設については、ボイラーも14年を経過してかなり傷んできていると聞いています。正月とか長期の休みがあった場合には、一辺止まったりというようなこともあったようです。ですから時間を掛けて検討する必要は理解出来ますが、そうそう時間も掛けてもらえないと。止まった時点であそこは休止するしかないわけですから、早急に考えて頂きたいというのが1つです。

決まった方が利用されているというようなお話を何度もされますけれども、そういった方こそがあそこを支えている人達でもあるわけです。ですから、福祉棟の必要性を一番感じている人達だろうというふうに思います。そういった方達も含めて、より多くの方達が福祉棟を利用出来るように考えるのが私は行政の役目ではないかと。

公共施設というのは、そもそもそういうものではないかなというふうに私は思っています

ので、そういったことも含めて、あまり長くない時間の中で検討して頂ければというふうに思います。これで私の質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で岡崎邦博君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際、休会についてお諮りします。

明日11日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日11日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 14時48分